

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年12月17日(火) 午前10時 議会委員会室

出席委員(8人)

(委員長) 田 村 謙 介 (副委員長) 前 原 茂
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫
国 頭 靖 西 川 章 三

欠席委員(0人)

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当局長補佐 安東主任

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 遠藤議員 奥岩議員 門脇議員 又野議員 三鴨議員
報道機関 2社 一般 0名

協議事件

- 1 通年議会について
- 2 委員会中継について
- 3 その他

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○田村委員長 ただいまより議会運営委員会を開会したいと思います。

本日、報道機関より撮影の許可を求めておられます。これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 じゃあ、よろしく願いいたします。

それでは、本日の協議事件1番、通年議会についてでございます。

私ども、通年議会について、去る10月23日から25日まで、東京都荒川区、東京都青梅市、東京都あきる野市、そして神奈川県横須賀市の行政視察をさせていただき、先進地の事例を学ばせていただきました。本日は、この視察について私と副委員長で提出をしております復命書、この報告に基づきましてお話をさせていただき、そしてその後、委員の皆様から振り返りの中で気づかれたことなど、お話を順次発言していただきたいと思っております。

それでは、振り返りをまずさせていただきます。

先ほど言いましたように、期日は令和元年10月23日から25日まで。東京都荒川区につきましては、①通年議会について、そして②インターネット中継について、これは委

員会の録音中継も含むという内容でした。翌日、東京都青梅市、これは通年議会について、そして議会改革について。また、同日午後から東京都あきる野市は通年議会、そして議会改革について。最終日の25日が神奈川県横須賀市におきまして、通年議会について、常任委員会のインターネット中継について、そして議会ICT化の取り組みについてということでした。

それでは、まず別添資料、東京都荒川区、これの視察につきまして、私のほうで作成した内容について振り返りをさせていただきたいと思っております。3分程度ですね、1カ所ずつ。

まず、こちらのほう、冒頭、本議会の渡辺議長より諮問を受けておりました。この通年議会についてということで、調査・研究をするようにというような内容でした。それについて、お伺いをしたということですのでございます。

この東京都荒川区というのは、定例会が毎年5月に招集をされ、翌年4月までを1年とする年1回の開催ということでありました。そして開会日については、平成26年度は5月12日、令和元年度は5月27日と不定期でありまして、閉会日はおおむね4月末ごろであったということでした。そして、まず議長が開会を宣言する開会会議があり、その後、6月、9月、11月、そして、翌年2月に本会議を再開するという形で区政全般にわたる質問等が行われました。この中で私どもびっくりしたのが、1議員当たりの質問時間が年間で50分という内容でありました。私の感想としては、地域課題とか論点の深掘りが望めないというふうな印象を受けました。

インターネット中継につきまして、これは後ほど事務局よりも説明がございまして。これにつきましては、録音中継を含むということで視察をいたしました。ケーブルテレビで予算決算委員会の動画、これは本会議のほかにこれを7日間、またホームページで配信。当日中に速報版をまず出して、後日、編集をしたテロップの入ったものを1年間、アーカイブの配信をしているという内容でした。アクセス数は、平成30年度において3,482件ということでありました。

そして、ゆいの森はいいですね。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** この中で、主な質疑内容につきまして、通年議会制の導入経緯につきましては、平成25年10月に制定された荒川区議会基本条例で通年議会が規定され、翌平成26年3月に関係条例・規則を議決、同年5月に通年議会を開始をされております。根拠法令が、従来型の地方自治法第102条第2項を採用しておられました。

導入後のメリット、デメリットについてですが、導入メリットは議会の主体性の発揮、専決処分の回避、議案の廃案回避、付議事件が不要の4点であります。この最初の議会の主体性発揮という部分につきましては、災害時や緊急時に機動的な対応が可能になったということでありまして、平成28年の北朝鮮によるミサイル発射事案に対し、緊急会議を招集し、抗議決議を議決されたということがございました。その後のいわゆる開会というものはないということでもあります。そして、専決処分の回避については、平成26年末に開会した緊急会議で日切れ法案に基づく条例改正を議決された。そして、議案の廃案というものの回避については、各議会の最終日に災害等が発生し、本会議が開催できなくても議案が廃案にならないという点、これをメリットとして挙げられておられました。そして、付議事件が不要ということについては、通年議会制において付議事件の有無にか

かわらず開会ができるということがメリットということでありました。デメリットについては、特に感じておられないという内容でありました。

そして、私も、本市の事務事業に参考となる点としてまとめさせていただいているのが、2004年から区長を務めておられる西川太一郎区長のスローガン、区政は区民を幸せにするシステムであるという強い理念、これが広く定着をしており、それをもとに区民に寄り添った姿勢のあらわれとして、この通年議会制を取り組んだということが感じられました。また、東京都でいち早く通年議会制度を導入したという背景には、議会側が議会改革の一環として取り組んだ以外にも、区長のリーダーシップによる区職員の理解や、先進的な取り組みに向かう方向性の一致があったというふうに考えられますというふうにまとめさせております。いずれにしても、通年議会制度導入後、混乱もなく区政も推進されていることから、懸念をしていた当局側の疲弊感や反発であるとか議会意見の分裂などが見られず、本米子市議会においても導入に向けた検討についての障害、垣根は低くなったのではないかとというふうに、私はまとめさせていただきました。

続きまして、東京都青梅市でございます。

これも同様の視察目的により視察をさせていただいたということでございまして、導入に当たり、根拠法令を地方自治法第102条の第2項、これも先ほどと一緒にございまして、定例会の回数を年に1回、もしくは、第102条の2、これが通年会期制とすべきかの議論が冒頭にあったということでありました。その後、そのほか、一事不再議、議会において一度議決した案件と同一の案件については、再び同一会期中に議題として取り上げて審議や決議を行うことはできないという原則や、発言の訂正・取り消しなど、どうすべきかという議論については会議規則の改正で対応。専決処分のあり方についても検討されたということでありました。

議会改革につきましては、青梅市さんは平成19年6月から23年3月にかけて議会改革推進特別委員会を設置、215件の検討事項を内容別に分類し、議運並びに議会改革推進特別委員会で検討を行ったということございまして。そして、議会改革を推進された中で実施をされた主な内容としまして、政務活動費の収支報告書を気軽に閲覧できるようにしたと。また、本会議のライブ中継化、そして政務活動費の減額、月額4万から3万、そして本会議での押しボタン採決制度を導入された。そして議員定数減、28から24名にされた。そして、新庁舎建設に伴う議場の多機能化、磁気ループシステム、難聴者向けのヒアリングシステムを導入されたり、親子傍聴席の設置、車椅子スロープ設置、議場でのミニコンサートの実施など、多岐にわたる市民に寄り添った施策を展開されており、市民の評価はおおむね良好であるということでありまして。

そして、気になる災害対応につきましては、平成29年6月に災害対応方針を策定され、同年9月には初めての災害対応訓練を実施をされておられました。議場のところにヘルメットを設置してというような状況を皆さんも覚えておられると思いますが、そういった平時でも緊急時に対応した、そういった想定をされておったということでありまして、今後、以降は夜間に行う想定のものも随時やっていきたいと、非常に前向きな姿勢が感じられました。

そして、主な質疑内容につきましては、通年議会制の導入経緯につきましてお伺いをしました。平成25年9月に設置された議会活性化特別委員会において、議会基本条例の制定

とあわせ通年議会制度の導入について協議をされ、平成27年1月の議運において議長の諮問事項として協議され、災害などの突発事案に対応するため機動的、弾力的な議会運営が可能になるとの理由から、通年議会制を導入すべきということによって一致をされたということでありまして、その後、平成27年2月開催の議運において、根拠法令を地方自治法第102条第2項を採用することとし、平成27年3月議会で可決、同年5月1日に施行されたということをございました。

導入後のメリット、デメリットにつきましては、メリットとしまして、定例議会ごとに所管事務の継続調査を申し出なくてもよいこと、そして、議会主導でいつでも会議が開けるということ、そして、議会会期以外にも委員会が活発に活動できるなどが挙げられました。一方、デメリットとしまして、今年度の市議会議員選挙、4月21日の直前、4月10日、もう11日前にも臨時議会が開かれるなど、招集議会を開催する必要があるといった程度のもので、大きなデメリットというものはなかったということでありました。

私どもの事務事業に参考となる点としましては、いわゆる平成26年2月に降雪により御岳山の集落が孤立し、自衛隊の災害派遣を受けるなど、東京都の中でも山奥ということもありまして、特殊な事情があります。そういった大規模災害が発生しやすい土壌であり、そこで迅速に議会が対応できるということは有効な手段であるなというふうに感じております。

また、議会改革の一環として、包括的な議論、いわゆる通年議会だけを話し合うのではなくて、市民に寄り添った、いわゆる議会改革を推進していく中の一つとしてこれを取り上げておられたということが非常に参考になったと思いました。その一方で、さきの台風19号による青梅市内の成木川の氾濫で大規模な浸水被害や通行どめが多発をしていたにもかかわらず、視察現在、いまだに災害対策の臨時議会が招集されておらず、緊急議会を招集すべき災害の規定、例えば震度5強以上は開催などの定義もなかったということでありました。そういったことから考えますと、やはり災害対策というものに対して、議長の裁量一つで開催する、しないということがあるために、この制度自体が機能されているのかなというところは一つ疑問が残ったというふうに私は報告をさせていただきました。

では、続きまして、前原副委員長。

**○前原委員** 私のほうからは、あきる野市の視察報告です。

10月24日に行かせていただきました。議員定数としては21名ということで、今回の視察のポイントとしては議会改革と通年議会ということをございました。最初、議会改革のほうで議会だより、非常に優秀な議会だよりをつくられておりまして、ギカイの時間という議会だよりなんですが、これが第8回マニフェスト大賞の優秀賞を2013年に受けておりまして、見させていただいて、本当に非常によくできた、一見見るとタウン誌のような本当によくできたものでございました。全て議員が編集されておりまして、写真もそうなんですけども、全て議員がやられております。議会だより、ギカイの時間なんですけども、ポイントとして、やはりマスコミ出身の議員さんが中心としてされたということで、やはりこの方の尽力は大きいのかなと、正直思いました。また、今回の説明に関しても、全て議員6名で議長を初め出席されまして説明を受けました。非常に簡潔に、パワーポイントを使われまして説明を受けました。この辺も客観的に見て、やはり議会が活性化しているという証拠ではないかなと思います。

一つ議会改革の中で大きな特徴としては、長期欠席する議員に対する報酬等の削減の条例を制定したということがポイントかなと思います。これは市民からの声があり、議会の中で話し合っ、長期欠席の議員の報酬を削減するという条例を決めたということでございます。

通年議会に関しましては、議会改革の一環として、平成25年の秋から議会改革推進委員会を設立して、議会基本条例の制定と並行して議論されるようになりました。既に導入している他市に視察を行って、3年間の審議を経て、平成28年1月より導入ということです。定例会議としては年4回、3月、6月、9月、12月と必要に応じて臨時会議を開く形態であるということで、制度的な位置づけとしては、議会基本条例の定例会の回数と会期を明記して、定例会に関する規則に1月招集を明記しているということでございます。

導入のメリットとしては、議長の権限で議会を招集できること、議会の主体性・独自性が高められる、定例会議や臨時会議が開催されていない場合においても、委員会での審査や審議を継続して実施することが可能であるということがございます。運営面の課題としては、既存の専決処分事項の精査、そしてまた3月末の臨時会議の進行、所管事務調査のさらなる活性化などが運営面の課題として挙げられております。

主な質疑としては、広報紙にちょっと集中した質問だと思うものですから、これは広報広聴委員会のほうでまた話をしたいと思っておりますので、きょうは割愛をさせていただきます。通年議会への取り組みに関しては、どのような経緯で始まったかということでございますが、議会改革の一環として、平成25年の秋に設置された、先ほど説明しましたね、議会基本条例の制定と並行して議論が始まったと。先進地視察をして、平成27年に大筋の合意を得て、全会一致で導入に至ったということで、通年議会のメリットとデメリットについては、メリットは議長がいつでも招集できるということと、災害時での対応ができるということです。議会の機動性を有するというところでございます。また、市長の専決がほとんどなくなるため、緊急の予算執行に対しても議会で審議できるということです。デメリットですが、若干であるが、議員及び議会事務局の仕事量がふえるということでありました。

特にあきる野市は非常に、先ほど言いましたが、議員さんが若くて、多くの議員さんがいろんな考えをお持ちで、非常にこれが活性化されとるとい、肌感覚のように私自身思いました。

続きまして、神奈川県横須賀市、10月25日ですが、ここは議員定数が41人ということで、大きな市でありますので議員も多いということでございますが、通年議会については、平成26年6月に前市長の専決処分による議会との対立から、議長による通年議会の検討依頼が議会運営委員会へされるということで、3年間にわたる先進地視察や議会内での協議によって、平成29年5月により導入に至っています。会期は、毎年5月中旬から翌年の4月末までということで年1回、定例議会を年4回、6、9、11、2月、臨時議会を必要に応じて開催ということになっております。

通年議会のメリットとしては、審議時間に余裕を持たせることが可能となって、市政に対する監視機能の強化及び政策立案の機能の強化が図れるということでございました。また、大規模災害の発生などの緊急時に議会の判断で会議を開くことができるということでございました。私たちが行った、この10月25日の前に水害がありまして、幼稚園の機

材が一部浸水してしまったということで、臨時議会が開かれるということでありました。これによって補正をされるということでもございました。こういう形で、議長の声かけで議会が開けるという機動性を有しているということでもございます。また、所管事務調査などが活用しやすくなって、常任委員会の活動が充実する。議会招集の時間的余裕がないという理由による市長の専決処分もなくなるということでもございました。

この横須賀に関してはちょっと特殊でして、この平成26年に起きた市長との対決、議会との対立関係というのがございまして、そこから通年議会というのが議論されて導入されたということでもございます。

次に、議会のICT化の取り組みについてということでもございますが、その内容としては、議会内のペーパーレスをしていこうということで、タブレットとパソコンを導入しております。この市議会の中に無線LANを構築しております、全議員がメールアドレスを取得して、本会議や委員会のインターネット中継の実施を行っているということでもございます。本会議でのインターネット中継は平成15年9月から、委員会インターネット中継は平成20年12月から実施ということで、特に委員会中継に要する経費は、初期構築経費として、平成20年度1,417万円、運用経費として1年間389万円となっておりますので、これは人件費が主なところだと思いますけども、金額的には大きいかなって正直思っております。議会事務局は、議員への配付資料や連絡については紙媒体では一切行わず、グループウェアによって通知すると、これによって議会事務局の業務量が大幅に改善されているということでもございます。また、議場または委員会室へのパソコン、タブレットの持ち込みは自由であるんですが、その場でのインターネットの利用はできないということでもございます。

主な質疑としては、通年議会の取り組みについて、どのような経緯で始まったかということでもございますが、詳しく書いてありますので見ていただきたいなと思っております。

通年議会についてのメリット、デメリットについては、メリットについては、議長により議会が招集できるため、重要案件などの審議に時間が必要とされる事案について、会期を気にすることなく審議できるというメリットがあります。また、災害や緊急時に議会を開くことができ、スピード感を持って対応できる。デメリットに関してはほとんど感じていないということでもございました。通年議会制に対する市民の反応はどうかということでもございますが、市民からの反応はないということでもございました。また、委員会のインターネット中継について、委員会中の委員の不適切発言ですが、どのように対応しているかということでもございますが、委員会内での発言の訂正については、委員会全員の了承を得て行っておるということでもございます。なお、会議録作成においては、内容を確認し、表現を変更する場合もあるということでもございまして、懇談と思われる場合は、映像や音声を停止するというところでもございます。

あとは、議会内のペーパーレス化が進んでいるが、市の例規集については電子化されているのかという質問に対して、条例等についてはホームページでも公開しているが、議会控室には例規集を置いているということで、完全なペーパーレスというのにはなっていないということでもございました。以上でございます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

今、報告させていただきましたとおりの内容での復命をさせていただいております。委

員の皆様方には、今から順次、感想を述べていただきたいと思います。また、先般の議運の後で、会派内で話し合っていたかのようにしてたと思います。それについての大方の内容という部分もあわせて御発表いただければと思います。

それでは、西川委員からお願いします。

**○西川委員** 私のところでは、昔ある議員さんはこの通年議会について出したことがあると言ってたぐらいに、このことについては、そんな問題意識、後ろ向きじゃなくて前向きのほうですけども、この通年議会はやっていくっていう感じで受けとめてきました。私としては、行った4市について、通年議会のデメリットの関係はさほどですわね、メリットのほうが非常に頭に残ってたということを含めて、この通年議会については、この米子市においてはやっていくべきじゃないかなということと、それするためには、やはりちょっと、どこの例をとっていいのか、何々市の例なのか、それとも米子市独自のそういうものをつくっていくのか、やっぱりその推進会議等を結成して、専決処分等も含めてきちんとしたものを、ちょっと悪いですけど、半年か1年間かけてやっていくべきじゃないかなというふうに思っています。以上です。

**○田村委員長** ありがとうございます。

じゃあ、国頭委員。

**○国頭委員** 私も視察に行くまでは、割とちょっとデメリット的なイメージもあったんですけども、実際やっとなるところ行くと、印象としては、回答としてはそんなに悪い、デメリットのほうはそんなに多くないのかな、職員さんがどうなっていくのかなということぐらいでして、議員としては、今、結構閉会中の委員会等も当議会やってますので、そういったものと、さほど通年議会にしても変わりはないのではないかなと思っておりますので、先ほど西川委員も言われましたけど、どのパターンをとって、どのタイミングでやり始めるのかなっていうのが議題になってくるんじゃないのかなと思います。

**○田村委員長** わかりました。

じゃあ、岡村委員。

**○岡村委員** まず最初に、委員長と副委員長が丁寧な報告書を出されたということについて、敬意を表したいと思います。

（「ありがとうございます。」と田村委員長）

それで、感想なんですけども、やっぱり市長からの独立性とか、それから災害対応とかっていうことで、それぞれやられた部分っていうのが大いにあるというふうな感じを受けました。そういった点で、じゃあ米子市はどうなのかということ、まだ現在、閉会中の委員会を審査とかというのをやってる米子市議会として、じゃあ通年議会に移行してどうなるかといったことについては、導入に対しても、それぞれ2年から3年議論されておられるところも含めて、やっぱり慎重に議論していく必要があるのかなというふうに思いました。今月の1日付の新聞に、安来市が通年議会導入してから1年というところでのレポートが出されて、大きな変化見えず、実効性高める工夫をとかっていう見出しもあるぐらいで、そこら辺も参考にしながらやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに感じております。以上です。

**○田村委員長** ありがとうございます。

では、前原副委員長。

**○前原委員** 私としては、個人としては、通年議会というのもメリット、デメリットっていうのを考えると、メリットのほうが多いのかなとは思いますが、会派内でちょっと話をさせてもらったんですが、やはり会派内では、現行での不都合っていうのを正直言って感じられない。米子市議会としては機動力あるのではないかという声がありまして、もう少しよくもんでもらって、この事例でもあったように3年ぐらい検討されたというところもありますので、議論を深めていただいて結論を出したほうがいいのではないかという声がありました。以上でございます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

岡田委員。

**○岡田委員** うちのほうでは、これ視察に行かせてもらって、デメリット自体がほとんどないという、当初は当局にかなり時間的な負担がかかるんじゃないかとか、当局の事務作業に、かなり議会对応のほうに迫られて本来の職務が職員さんができないんじゃないかとかいろいろあったんですけど、結果的にはほとんどそういう影響もないということで、デメリットが非常に少ないということでしたので、議会基本条例のその検証の中で、先ほど岡村委員からもありましたけども、この通年議会を導入することによってどういったメリットが、最終的にはこの米子の議会にとって本当にどういうメリットをつくり出せるのかっていうところを、もう少し時間をかけて検討していくべきじゃないかなというふうには思いました。

ただ、この最後、横須賀市のところでもありましたけれども、かなり市長ともめてといいますか、市長の市政運営と議会の対応がうまくかみ合わなくて、かなりもめた時期があったという。米子市においても、今の市長とはそういう関係ではないですけれども、将来的にそういう市長が出てこないということはないわけで、そういう市長が出てきてから対応するのか、そういう市長が出る可能性があるのであれば、制度としてほとんどデメリットがない通年議会は、やはり時間をかけてでも導入の方向で検討すべきかなということで、会派内では話をいたしました。

**○田村委員長** ありがとうございます。

では、尾沢委員。

**○尾沢委員** 視察に行かせていただいた感想ですけど、通年議会という言葉だけが大きく、一体どう違うんだということに関心事として視察させていただきまして、我々が今やっていることとほとんど変わらないというのが、実は視察をした感想でありまして、そういった視察の感想から会派内でもその報告をさせられたりしながら、現時点で米子の議会では直ちにそれに向かっていくということは必要ないんじゃないかということでございます。中には、聞いてみますと、通年議会を採用されて、2年後にはそれが取りやめになったという事例もあるようでございますので、本件については、引き続き他市の事例と米子市の現状を踏まえて議論が必要であるということをうちの会派のほうでは結論づけておりますので、よろしくお願いたします。

**○田村委員長** もっと時間をかけて。

**○尾沢委員** そうです。

**○田村委員長** 慎重審議してということですね。わかりました。

では、伊藤議員。

○伊藤委員 私たち、会派でも話し合いました。現在、米子市議会では毎月、閉会中の委員会が開催されておりますので、ここで言う通年議会となっても問題はないのではないかなというふうに思っているところです。市当局の事務負担が一番大きなデメリットではないかなと行く前は思ってたんですけど、やっぱり余りないというようなことでデメリットは感じられなく、あと私がメリットだと思うのは、やっぱり一番は災害対応、緊急対応が機動的にできるというところがメリットではないかなと思っております。西川委員も言われたように、専決処分の問題がやっぱりちょっといろいろな方法がございましたので、どういう方法にするかという研究・検討が必要だなとは思いますが、導入に向けての議論、検討に入ってもいいのではないかなと思っております。以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

わかりました。今お話をお伺いすると、やるべきという意見、そして、慎重に時間をかけて慎重審議すべきというような御意見と、大体二分されたのかなというふうに感じます。

この導入のきっかけといいたいまいしょうか、これ、議長にも確認ですけども、災害対応の迅速化、そして、議員は日ごろ何やっとなんだという市民の声、そういうものもあって、そういうものにもちゃんと応えるという議会でありたいということによかったですね、議長。

○渡辺議長 そういう質問が来るの。

○田村委員長 一応、諮問を出された側の確認です。

○渡辺議長 そればかりじゃないですよ、いろんな面もあるんで、これからも。例えば、なかなか御理解が、安来の報道の件も出たんですけども、安来もまだ進んでないことの一つに、やっぱり事務局の強化というのを先に進めたいという意見も聞いてますので、それが強いて言えば事務局も強化して、議会が強化されておって、先ほど来お話がありますけど、市長と議会という二元代表制というのの実現の一つでもつながればということもありますし、委員長が言われたこともあります。いろんなパターンがあって、今回4つを行かれたんで、違うパターンの条項での立てのところもありますんで、そちらを見てもらうと逆にデメリットというのがもっと出てきたのかなというところもあるかもしれませんけど。同じ立てのやつを行かれたっていうのがあるんで、必ずデメリットがあると思います。十分議論をいただきたいなと思います。

○田村委員長 ありがとうございます。

今、お言葉いただきましたけれども、そういったものに対して、なるだけ多くの先進事例を学んで答えを出したいというふうにこの議運では考えておまして、先般の報道では今年度末までにみたい報道ありましたが、あれはうそでございます。誤報でして、あれは我々の任期が6月ということですので、それまでということで御理解いただければと思います。慎重審議ということで、このスパンが来年の6月までと区切るのか、そこから先もということを目指すのかということについてはいろいろ意見があると思いますが、少なくともこうやって初めて先進地視察をした我々の中で、大方の方向性は6月までには出したいということで考えております。これで皆さん御確認はよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 ありがとうございます。

今、先進事例、見させてもらった中で、一つの目途とするものが、いわゆる目標は、今も出ました災害対応、あと議員の活動が明確化といいたいまいしょうか、やっていますよという

ような形を出したいということと、議会改革という全体の枠の中で取り組むもの、そして、これは非常にイレギュラーだと思ったのは、市長の専決、乱発を防ぐというような観点から取り組んでおられたということでありました。少なくとも、今の伊木市政の中ではこの専決の乱発というものは見られませんし、それに対する導入というのはいないんじゃないかというふうに考えるんですが、大きな枠で考えられるのが、議会改革の一環ということが考えられると思います。私の所属した蒼生会が出た意見では、議会改革では、もっといわゆる通年議会制の前にやるべきことっていうのがあるんじゃないかという意見も実は出ておまして、そういったことも考えながら、やっぱり市民に寄り添った議会を取り組んでいくということを図っていきたいと思っております。

これにつきましては、他市の事例のいわゆる問い合わせというものを事務局のほうでお願いしてと思いますが、今、どういう状況かお願いします。

じゃあ、事務局お願いします。

**○長谷川事務局次長** 今、委員の皆様から御意見を承りまして、今後、引き続き他市の状況も確認しながらということでございまして、今回の視察の内容を聞かせていただきましたところ、いわゆるよって立つ条文が、地方自治法の102条の規定のところの自治体を見ておられるということで、なぜ102条のほうを採用したかということでは、やはり、どうも102条の2のほうを採用すると、定例日というのをかちっと決めないといけない、条例の中で決めないといけないというようなこともあるのかなと、要するに、融通がきかないというか、102条でやったほうが柔軟に対応ができるというような理由があるようなふうに承っておりますけれども、ちょっとそれで本当に柔軟性がなくなってしまうのかなという気がしましたものですから、今、102条の2のほうでやっておられます浜田市議会さんと、それから浜田市議会さんとお話しする中で厚木市さんの話が出ましたので、ちょっと厚木市さんのほうにも照会をかけまして、その辺のところを確認しているところでございます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

これにつきましては、また後日、その回答が出て後、本議運において話をしていきたいと思えます。

先ほどの委員の皆さんの感想なり、視察についてのお話がありましたが、同行いただいた森井さん、何か補足のことありますでしょうか。お願いします。

**○森井議事調査担当事務局次長補佐** 平成30年の12月31日現在、今から1年前になるんですけど、全国市議会議長会の調査によりますと、全国815市があるんですけど、その中で通年会期制を採用しているのは35市になります、4.3%になります。内訳は、自治法改正型、通年会期を採用している、これを条例で定めているところが9市でして、先行自治体型、従来型のところなんですけど、これは定例会を条例で年1回と定めているところなんですけど、これが26市になります。合わせて35市ということで4.3%です。

今回視察した自治体、荒川区、青梅市、あきる野市、横須賀市は全て後者のほう、先行自治体型の体系でありまして、こちらの根拠法令を選んだ理由は、条例できっちり会期を定めるよりは使い勝手がよく、融通がきくというものでした。4自治体とも、議会基本条例を検討する上で、通年議会を導入してみてもどうかという意見がありまして導入したと

いうことでして、議会基本条例には通年議会の条文が載っております。ただ、青梅市議会は通年議会は導入したものの、議会基本条例は制定していないということでした。

災害などの突発的な事件が発生した場合に、通年議会であれば機動的、弾力的な議会運営が可能になるなどのメリットがあるということの名目に導入された自治体が多いというぐあい聞いておりましたが、特にその開催基準を設けてる自治体はなく、議長マターで、議長の裁量でやっておられまして、実際に災害が発生しても開催されなかったことが多いようで、当初のもくろみとは違うような印象を受けたところです。

通年議会にすると、基本的には自治法の179条の専決処分です、議会を開くいとまがないという専決処分なんですけど、これができなくなるんですけど、災害時の予算執行に伴う専決処分ができなくなるということなんですけど、災害時の初期ですね、混乱してるときに執行部も災害対応を行ってるさなかで、本当に議会を開くことができるのかっていう疑問がありますし、その場合は従来の専決処分を行ったほうが効率的、合理的であるように私は思いました。

各自治体とも、通年議会の導入に当たって専決処分のあり方を検討されておられたんですが、会計年度末の税などの日切れ扱いの法令の改正とか、それから衆議院の解散なんかの選挙の補正、こういうものを専決処分の対象にしてるところが多かったように記憶しています。行った中に、新潟のほうに視察に行かれたそうでした、豪雪地帯での大雪の補正予算なんかを専決処分にしているところもあったということでした。

米子市で通年議会を導入を検討する上で何かお言葉がないかと委員長や委員が尋ねられたことがあったんですが、荒川区さんは、通年議会じゃなくても機能はしていますということをおっしゃられてまして、青梅市さんは、強くお勧めもしないが導入してもデメリットはないというお言葉をいただいております。以上です。

**○田村委員長** ありがとうございます。詳細に補足いただきまして、感謝いたします。

そういった内容でございました。やはり議長マターで開く、開かないということがあるということで、先ほど来出た青梅市であるとか、あきる野市であるとか、実際に災害が、甚大なものがありながらも開催されてない。一方、横須賀市では保育園1園の浸水により備品の更新が必要ということで、30万程度の予算執行をするのに開会されたということは非常に乖離したものであったということで、災害対応についてのいわゆる効果というものはやはり人によるということが大きなというふうに思いました。

それと、先ほど説明もありましたが、専決処分がないということは、いわゆるこの議会が開かれて予算執行を審議するということになりましたが、そういうことは、もしフレキシブルに議会对応ができなければ、本来当局側がやっていただいていたような専決ができないことによって、市民生活の混乱なり、そういったものの復旧、復興が遅延するというようなことも考えられるということになりますので、これを取り組むということは我々議員に対しても非常に大きな責任が発生すると。取り組むのは非常に簡単な、デメリットがないからやってみようという御意見もあるわけなんですけれども、やはり取り組む限りにおいては、議長であったり、我々議員がしっかりと、災害時であっても、いわゆる開会要件を満たす人数分の出席をもって議会をきっちりと開催しなければいけないということが、責任として我々に課せられるということがございます。

そういったことも踏まえまして、継続的に、この内容、通年議会については、引き続き、

時間をかけてこの議運で話し合いをしていきたいというふうに考えております。

きょうのところはこういう形で落としてと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

岡田委員。

**○岡田委員** 先ほど議長からの発言がありましたけども、通年議会そのものを議論していく上で、議会事務局のやっぱり強化だとかってなことも前段で必要じゃないかということ、前に幅広い議論をしていきながら、通年議会そのものは、結果的には議会の活性化のためにどう資するんだという議論になっていくんだらうと思うんですけど、その辺のことも含めて、また議論をしていく場をつくっていただけたらなと思います。

**○田村委員長** 岡田委員、これは、ということは、いわゆる我々の今までやってきたような通年議会ということではなくて、他市がされていたように、議会改革の一環として捉まえるということでしょうか。

**○岡田委員** はい。そういった形では、通年議会そのものを先行的にやるのがいいのかです。よく議論してみたら、ああ、そうじゃなくて、例えば議会事務局の強化というものもある。要は、二代表制の確立という大きな問題もありますし、議会の活性化ということもありますし、議会としてどうあるべきかっていう議論が根本的にはあった上での通年議会だらうと思うんで、そのあたりは、当然ですけど、通年議会の議論をしてみたらやっぱりこの議論を先にすべきだというようなことが出てくる可能性もあると思うんで、そのあたりは議長のほうで差配をしていただきながら、テーマを絞っていただくこともやっていただければなということをご提案させていただきたいと思います。

**○田村委員長** 今、岡田委員から提案がありました、通年議会、可否についてというよりは、そういった補足する部分、議会事務局の強化であるとか、そういったもの。この後の議題にも上がります委員会中継についても、同様のことがリンクしてくると思います。こういった事務局機能の強化ということも含めて話し合うということの提案がありました。

委員の皆様、いかがでしょうか。

**○国頭委員** 意見です。

**○田村委員長** よろしいですか。何か意見があれば伺います。

国頭委員。

**○国頭委員** 視察に行ったどっかの市にですね、かなりな議会改革の項目を上げて、それに沿って実行していったというのもありまして、適宜、それを見ると米子市は結構やっけるのが多かったんですけど、まだやってないというのがあると思いますので、それが、議員から上げて、それを検討するっていうのは随時追加していったいいんじゃないかなと思っておりますけど。

**○田村委員長** はい。

岡村委員。

**○岡村委員** 岡田委員の御指摘というかね、そういった提案というのは大事なもんだというふうに思うんですけど、ただ、やっぱり考えておかなきゃいけないのは、あくまで議長から諮問があったのは通年議会についてどうなのかといったことですので、やっぱりそこら辺を確認しながらいろんな問題を考えていくという立場はやっぱり持つておかないといけないというふうに感じました。

**○田村委員長** ありがとうございます。

ほかに意見等ありましたら。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** 今、岡村委員に言っていたのが多分、そうなのかなと私も思います。確かにこれは議長の諮問に対してしっかりと答えを出していくというのがあるんですから、でも今、岡田委員のおっしゃっていただいたとおり、通年議会だけができて、ほかは何もできてないということでは、これはちゃんと回らないということでもありますし、やはり両輪となって動くためには、そういったものを付随して、必要となることについては適宜話題としていくということでもよろしいですか。皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** では、そういったことで、次回以降、この検討については引き続きお話を続けたいと思います。

これについて、議長、何かありますか。よろしいですか。それでは、これについてはよろしいですね。何か追加ありますか。よろしいですか。

**○先灘事務局長** よろしいですか。

**○田村委員長** どうぞ。

**○先灘事務局長** 視察の内容を拝見させていただきましたけど、先ほど森井のほうから申しあげましたけども、4つとも同じ根拠でやっているところがありました。議長のほうからありましたように、102条の2をやはり調べて、さらにメリット、デメリットをしていただきたいという部分を感じました。中に一つ、荒川区と青梅市については、デメリット、経費の増とかそういうものがないというふうな回答だったんですけども、あきる野市が議員、議会事務局の仕事量がふえるというふうに回答されたんです。ここらがどういう形なのかということもやっぱり調べる必要がありますし、それから議会事務局の強化という部分で、どういう強化をする必要があるのかということも含めて御協議いただきたいとは思っています。

**○田村委員長** わかりました。

**○先灘事務局長** それと、荒川区のほうで、デメリットがないという意見が多かったんですけども、住民に対する議会活動のアピールが少なく、通年議会による区民向けアピールの必要性があったのではないかという、議会活動の活性化といいますか、そういう部分のPRをしていく部分があるという部分を感じております。

それと、これから専決処分の話は多分進むんですが、次長の言ったように浜田市が102条の2なんですけども、これを伺ってますと、これまでと変わらない形を執行部と協議しながらやっただと。ということは、専決処分もこれまでどおり、日切れ法案についても専決処分に入れてやってるところもありまして、102条の2にしてもいろいろと工夫しながら、今までと大きく変わらない形で運営していくという方策もとっていらっしゃると思いますので、そこらを確認した上で、また情報提供した上で御協議いただきたいと思っております。

**○田村委員長** ありがとうございます。

今、102条の2項、我々が視察したのは102条の2項ですね。これ、従来型ということの視察だったんですが、今、事務局長からありましたように、102条の2のほうですね、いわゆる条例を伴ってきちっと会期を定めるということで、今現在、先ほど浜田市

と厚木市にこれの課題を聞いてるということでありましたが、これについての議論を深めるべきだというお話がありましたが、私もそう思うんですが、皆さんもよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** これは、例えば、もう視察っていうわけにはいかないと思うんですけど、いただいた資料を一回勉強するような形の会を開くということでもよろしいですか。どうぞ。

**○長谷川事務局次長** 本当は厚木市さんにも視察の申し入れしたんですけど、断られちゃったというような経過があるようですので、資料をまとめまして報告するようにします。

**○田村委員長** じゃあ、次回以降、その、102条の2のほうですね、これについての検証をしていきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** ありがとうございます。

では、この項については終わりたいと思いますが、ほかに御意見ありますか。よろしいですか。

では、続きまして、協議事件2、委員会中継についてを議題といたします。

これについて、事務局のほうから説明を求めます。どうぞ。

**○長谷川事務局次長** そうしますと、委員会中継についてということで、議会運営委員会の提案事項、いろいろあったんですけど、見積書のほう、すっかり遅くなってしまいましたけれども、とれましたのでお示ししました。

それから、ちょっと見積書と一応システムの系統図、小さくて恐縮なんですけども、1枚におさめております。

あと、ちょっと視覚的に見ていただくのがいいのかなと思ったので、委員長、このパンフレットをお配りさせていただいても…。

**○田村委員長** 部数ありますか。

〔「委員さん分はあります」と長谷川次長〕

**○田村委員長** では、お願いします。

それでは、事務局御説明をお願いします。

**○長谷川事務局次長** 前回も、以前にも見積書のほうお出ししました。かなりの金額のものでした。今回は、まずカメラを、ちょっと全体の話をしていただきます、まず最初に。今回の見積書の基本的な考え方は、カメラを2台設置します。それからマイク、今お手元にお配りしましたパンフレットにあるようなマイクを、委員さんの席に9本、それから執行部側の前3列ぐらいに、机の一つに1台ということの基本にして、3列まで、三三が9本、それから事務局にワイヤレスを1本、計19本のマイクを設置するっていうことが決まっています。

それから、もう一つは音声聞きにくいというところもありましたので、部屋の真ん中あたりのところに、両側に向かってスピーカーを設置するというのも考えております。

それで、前は、そのカメラが可動式になるようなカメラにしていたんですけども、それを固定、こちらの委員長のちょうど頭の上あたりに1個、これは執行部に向けて。それは動かない、ズームぐらいはできるんですけどっていうものです。もう一つは、委員さん向けはちょうど3列目の頭上のあたり、天井につけて、委員さんのほうを固定的に映すとい

うところでございます。今の見積書は、マイクのほうは基本的には発言される方が自分でオン・オフして発言していただくということを考えております。

それから、カメラの切りかえですけど、これは事務局のところに機械を置いて、切りかえるということです。この切りかえのユニットをいいものにするか、簡易な、パソコンにシステムをダウンロードして使うかによって200万程度違うんですけど、今は一番いいやつを見込んだやつの見積書がつくってありまして、締めて1,200万という見積もりです。

今後ですけれども、先ほど初期費用が1,400万とかっていう話があったとこ、どこだったですかね。

(「横須賀。」と声あり)

横須賀市、ありましたけども、そういったものにするのかどうか。先日、千葉市さんのほうが検討しておられるのを見たんですけども、こういった方式をとると、業者さんのほうに委託してやるという方法もあれば、撮ったものを事務局のほうで加工してユーチューブとかに載せるとか、いろんなことを検討しておられますけども、事務局の作業の手間とかそういったことも勘案しながらしていかなといけんということがありますが、とりあえず今、見積もりをとって見たところ、そういうことでございます。いうところでお示しさせていただいております。

済みません。

**○田村委員長** どうぞ。

**○長谷川事務局次長** それで、今この見積もりは、あくまで音あるいは映像を撮る部分のことしか書いてないわけです。これをいかに流すか、これはまた別でございますので、この中にはその流す方法が書いておりませんで、さらに流す方法によっては経費が膨らむということですので、1,400万が近くになるかもということでございます。

(「今やってるものと違うでしょ、これ。中海…」と先灘事務局長)

**○田村委員長** どうぞ、説明続行中なので。

**○長谷川事務局次長** ここで言っているインターネット契約関連費用っていうのが一番下のほうに書いてありますけども、これは、この見積もりをしてくれた会社が独自にそういったインターネットの回線を引き合い、そこに載せたらっていうことでございます。ですけん、済みません、これは放送分も含まれとるってことですね。

(「ですね。」と安東主任)

済みません、前言を撤回します。そういう新たな放送のものを引いて放送をしたらこれだけかかるということでございます。

そうです。見込んでないと言いましたけども、新たに、この見積もり会社がインターネットの回線を開いて、そこに乗せて放送したらこうなるということございました。以上でございます。

**○田村委員長** わかりました。ありがとうございました。

ちょっと確認させていただきたいんですが、事務局、よろしいですか。

前原副委員長の報告では、横須賀市はランニングコストは年389万円ってなってるんですね。これ見てますと18万2,000円ですか、何かすごく差があるような気がするんですね。こういったことっていうのはどうなんでしょうか。

(「人件費が入って…」と声あり)

(「1人雇用。雇用というか、要るって言っとられました。」と声あり)

(「ああ、そう。1人雇うわけか。」と声あり)

(「雇う人件費。」と声あり)

**○田村委員長** 雇う人件費。

(「人と人って言ってるけど。」と前原委員)

**○田村委員長** これって外部委託じゃないですか。

(「外部委託ですよね。」と声あり)

**○田村委員長** ああ、そうか、失礼しました。ということですね、はい。じゃあ、これは事務局のほうで作業すれば、もうこの経費だけでいいという、そういうことですね。

**○長谷川事務局次長** そういうことですね。

**○田村委員長** よろしいですね。わかりました、ありがとうございました。確認できました。

これについて、ちょっと、このシステムについての可否、ここまで要る要らない等も含めて、委員の皆様、どうお考えでしょうか。

じゃあ、挙手をお願いします。

国頭委員。

**○国頭委員** 横須賀の場合は、大きなまちでやっておられることは、タブレット、パソコンもすごいお金を使ってやっておられて、潤沢な予算があるんだなと思って聞いてましたが、だから、横須賀の半分以下の当市で、職員さんの負担ができるだけかからないような形ってというのが一番。それから、ただ、できるためにはどういったところをコストを下げているのかなということ、いろんなところが、まだまだほかのところもあると思いますので、コストかけずにやってるところもあるのかなと思いますんで、横須賀が一番潤沢な資金のかけ方ということで、そこからいかに、先ほども言われたように200万下げるといって、機器にしても簡素にすれば200万下がるんだったら、そっちもありなのかなというふうに思ったんですけど。ただ、それ下げたとしても1,000万ぐらいですから、あと、このところができるのかなというのはちょっと研究する余地があるのかなと思いますけれども。

**○田村委員長** ほかに御意見ございますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 私も今、一例ですけれども、やっぱりほかのもっと議会を研究してみるべきではないかなと思います。マイクは本当に必要だなと思うんですけども、ほかのカメラだとかそういうような部分も、パソコンなのかな、携帯式の何かで使っているところもあったので、何かほかの議会もいろいろ調べるっていうのが必要ではないかなと思いますので、事務局にお願いしたいと思います。

**○田村委員長** じゃあ、前原委員。

**○前原委員** 視察に行った荒川区は、委員会は録音中継ということで、音だけホームページで流してたと思います。これも一応、たしかこの議題ってのはもともと陳情で出てたものに対しての、委員会のインターネット中継していくほうがいいんじゃないかっていう声がたしか市民からあって、そういう陳情のもとに話が始まったと思いますので、一つこれ

も、画像を含まないものでも、一応このインターネット中継はできると思いますので、それも検討してもいいんじゃないかなと私は思っております。

**○田村委員長** ほかに御意見ありますか。

岡村委員。

**○岡村委員** 考え方として、初期経費もそうですけども、毎年毎年の経費がですね、膨らまないような感じのシステムのやり方っていうか、そういうものっていうのはやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうには感じました。

**○田村委員長** ありがとうございます。

実際に、これ皆さん御記憶かと思えますけれども、ぶっちゃけどうですかとはもう、視聴回数どうですかっていう話の中で、もうその視聴者のほとんどが当局だったという話だったと思います。いわゆる議会の準備、資料等を作成する上で委員会のやりとりどうだったかということ、委員会に出席していなかった職員がインターネットで見ているということがカウントでかなり計上されておるということから考えますと、本当にそれが市民向けに機能しているのかどうかっていうことについては、今のこの予算といいましょうか、この見積もり見てる限りにおいてはちょっと疑問が残るのかなっていうところがあります。

これもまたお願いしておきたいんですけども、今現在、本会議のアーカイブ放送とか今全議員できておまして、これのいわゆる再生回数、委員会のいわゆるインターネットでの視聴というのは、本会議を超えることは多分ないと思うんですね、委員会っていうのは、絶対。絶対ないと思うんです。それを考えると一つの目安として、いわゆる多い議員もいるかもしれなし、少ない議員もいるかもしれませんが、大体の、アベレージ的にどれぐらいの視聴回数があるってというようなことがベースにないと、いわゆる費用対効果の面からも、先ほど来、御意見出てますけれども、お金をかけて整備はしたけれども誰も見ないと、当局だけが見てくれるということでは本当に何のためのものかもよくわからないということと、あと音声でも十分広報できてるということもあります。

あと、映像に撮って、いわゆるそれを編集をしてテロップを載せたりとかさまざまなこと考えると、今の事務局体制でいくと、このオペレートであるとか、その事後の操作等で約1人役ぐらいは多くなるということを考えますと、先ほど岡田委員のほうからも出ました、やはり事務局体制の強化っていうものを伴ってこそ、これが取り組めるのかなっていうことを考えますので、引き続きさまざまな他市の例を、お金がかかってない、今、国頭委員からもありましたが、潤沢な資金を背景に整備したところと真っ当に比べるのではなくて、それなりに工夫をして市民に情報発信をしてるという好事例があれば、そういったものもお示しいただければということでございます。そのように考えます。

皆さん、どうでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** じゃあ、これについて、あと、これのいわゆる根拠、この審議について、既定路線かどうかということ踏まえてお話しいただければなど。

それじゃ、事務局、お願いします。

**○長谷川事務局次長** 議会基本条例の検討の中で、本会議あるいは決算委員会のインターネット中継については、前回の見直しの際に附帯意見としてやるべきだということございましてけれども、委員会のインターネット中継については、そのときにはそこでは出

てなかったですね。今おっしゃったような陳情の中で出てきたもので、それからやったほうがいいんじゃないかということで今検討しているものでございます。

**○田村委員長** わかりました。

ということですので、これにつきましても、やはり、きょうお示しいただいた見積もりをもってやりましょうというような決定じゃなく、先ほど来出てますように、いわゆる費用については本市に合った、身の丈に合ったものをアイデアを出しながら、他市の先行事例も参考に組み込んでいくということで、引き続き事務局にはその検討材料を収集いただくということでよろしいですか。

委員の皆さんはよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** では、そのように、引き続きの議案としていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、協議事件2を終了といたします。

協議事件3、その他でございます。次回議会運営委員会の開催日時につきましてであります。

次回議会運営委員会は、12月20日金曜日、午前9時20分から開催したいと思えます。そして、同日、12月20日金曜日、本会議終了後、再度、議会運営委員会を開催いたします。委員の皆様、御確認いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして……。ああ、じゃあ。

**○尾沢委員** その他のところで一つだけ。

**○田村委員長** ごめんなさい。失礼。その他聞いてなかった。

その他、何かありますでしょうか。

じゃあ、尾沢委員。

**○尾沢委員** せんだっての陳情第53号について、賛同議員、ここでも賛同議員について、それから提出者のここでの説明についてということだったんですが、1件、この53号について賛同者として、提案者は見えてませんでしたけれども、賛同者として極めてこの陳情内容からかけ離れたような御意見があり、なおかつ個人的な名称まで出てくるような、そういう賛同議員の発言については、これちょっと問題であろうと思うんで、ひとつ整理をしていただきたいということと、やはりルールはルールですから、賛同の御意見、それは陳情に対してのことで賛同なんですよってということだといったのは当たり前のことかと思って、私たちもそれについては賛同いたしておりますけれども、内容について、非常に離れたことが、賛同者として出ることについて、これ何らかの形で議運としては明確にしておいていただきたいなということで、御提案させていただいておきたいと思えます。

**○田村委員長** ありがとうございます。

この意見について、何か委員の皆様からの御意見ありますか。

**○渡辺議長** ちょっと、私が聞いていいですか。

**○田村委員長** では。

**○渡辺議長** 議会運営委員会としてっていう話ですね。というのは、その委員会には委員

長がいて、発言者に対しては直接言える状況もあったんですけども、議運として型をつくれという御意見をいただいと。

○尾沢委員 はい。そのほうがいいのではないかなという感じで、これは、その他の項における一つの提案ということでございます。御審議をお願いしたいと思っております。

○田村委員長 ほか何か、これについてありますか。

岡村委員。

○岡村委員 今議長のほうからもあったんですけども、それぞれの委員会で委員長が議事運営を仕切ってるわけですから、そこら辺の範囲でできる問題ではないかなというふうに感じは私は受けました。ただ、ちょっとまたこういった問題についてはまた会派に持ち帰って議論できればというふうに思ってます。

○田村委員長 ありがとうございます。

ほか、御意見。

岡田委員。

○岡田委員 岡村委員がおっしゃるように、委員長が差配したその差配の仕方がどうだったみたいな話にもなってきますので、要はその賛同者が話をしたことと、それから委員長の差配そのものもどうだったということも含めて議論していくよという話になってくることになると思うので、持ち帰ってですね、その辺のところ、どういった形でいくのがいいのかっていうところをですね、ちょっと持ち帰らせてもらって、話をさせてもらえたらと。

○渡辺議長 ちょっと、それと、いいですか。

○田村委員長 はい。

○渡辺議長 議会の、この公式の議運の場で、発言の趣旨がわからないのに何かを決める、申し合わせるっていうなら、私はやっぱり議運でなく代表者会で前もっていくとか、申し合わせていくっていうなら、そういう手続をとってほしいなという思いがあります。議会運営委員会というこういう委員会の場で、果たして議員の発言のそこに対する申し合わせができるのかっていうのは、ちょっと考えていただきたいと思います。

○田村委員長 ほか。

伊藤委員。

○伊藤委員 私も、前回の議運のときに賛同者は賛同理由を述べるということが基本だということ、もうここで確認をされたので、それは全員で、違いますか。

(「違います。」と先灘事務局長)

賛同者は、賛同理由を述べるという…、違いますか。

(「よろしいですか。」と先灘事務局長)

○田村委員長 どうぞ。

○先灘事務局長 参考人の説明がない場合には、陳情賛同議員は賛同理由だけ述べるというのを確認しましたので、今回の件は参考人がいらっしゃらなかったということです。

○田村委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 わかりました。しかしですね、やっぱり私も、基本は賛同者は賛同理由を述べるということが私は基本だと思っているんですね。やっぱりその委員会では委員長がいらっしゃるので、そこは不適切だということは、委員長がやっぱりきちんとそういうふうな進行をするということ、私はいいのではないかなと思うんですね。その賛同者という

ことが、説明を述べるのではなくて、やっぱり賛同理由を述べるのが一般的、基本的だと思うんですけど、でも、そのときの委員長の発言も説明してくださいというふうな発言があったので、説明されてしまったのではないかなと私は思うところなので、そこはやっぱりそれぞれの委員長が差配するということがいいのではないかと思います。

**○田村委員長** ほか、ないですね。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** これについては、前回の議運で、10月2日の議運の際にも諮ったものを確認ということで、各会派の持ち帰りについて、陳情の取り扱いという項について話し合っております。伊藤委員からもありましたが、いわゆる賛同議員は賛同理由のみというようなことについて御意見も出ておりましたし、私のほうからも、そもそもこういった話題が出たということについては、賛同議員の方がいわゆる自分の政治信条であるとか、そういったものに乗っけて、本来の文面とは違ったように改変をして御自身のお考えを述べられるということがあったためにこういったことが問題視されたのであって、いわゆる賛同者の方については賛同理由のみ簡潔に述べていただくということを再度徹底したいと思っておりますというふうに私はこの場で申し上げ、皆さんの了解を得ております。したがって、それと逸脱、今回も明らかにそうだったんですけども、やはりそういうことが繰り返されたということに関しては、そのもとになる賛同の取り扱いについてを議論したこの議運でもって、やはり今の尾沢委員のような意見が出て私には当然だというふうに思っておりますし、何らかの対応は再度この場では確認はしていきたいというふうに考えております。

**○渡辺議長** ちょっといいですか。

**○田村委員長** どうぞ。

**○渡辺議長** これを委員会で決めるって委員長の立場もあったんですけど、先ほど来、理由ってというのが個人千差万別なんですよね、結局。そこで、何が感じたかって、委員長は今感じたという方と、感じてないという方がおられるかもしれないと、どう決めていくかっていうのを議運の場で決められるって、ですか。

それで、他市とかを見ると、うちでほかとよく違ってるのは、そういう内容をきちんと細かく、これは言ったらだめ、これは言ったらだめ、これは言ったらだめって列挙することは非常に難しいですよ。何をやっているかという制限時間です、逆に言えば、取り入れるとすると、何分以内、何分以内。ですから、米子の場合は他市の議長とか話ししてもほぼほぼ制限時間がないと。質疑でもない、本会議でも。制限時間があるところはあります。私は、委員長は議運でって言われるけど、これはこの場で何の発言はいい、悪いっていうのを報道も入れてやるのかっていうのも含めて、委員で議論してもらえばいいと思います。

**○田村委員長** いいですか。要するに、陳情の取り扱いについてという枠の中での確認があったわけなので、それについて皆さんが了としたものについて、そこを逸脱する件があったということに関しては、やはり再度、我々の一度意見統一したものに対してそのまま流すということではないように、再度確認をしたいということを申し上げた。

**○渡辺議長** いいですか。

**○田村委員長** はい。

**○渡辺議長** ですから、それを尺度にするのは難しいんで、注意するとかっていうのであれば、注意っていうのは、必要があればですよ、できるけど、そういう問題じゃ、何

か、事務局長。

**○田村委員長** どうぞ。

**○先灘事務局長** 済みません。今回の件につきまして、これはもう会議規則に出ている案件で、委員会の御判断で決定されておりました。申し上げますと、これ、会議規則の78条の6で、発言内容の制限という規定があるんです。ここでは、発言は全て簡明に、その議題以外にわたり、ですから、議題以外にわたるかどうかをやはり議員さんも御判断いただいて、範囲を超えてはならないとなっています。今回、陳情の53号の審査をいたしましたので、これに関連するものかどうかっていうのが、皆さん多分議論があったと思うんですね。ですから、ここの部分をやはり適用した上で、委員会で御判断するという文があります。これは会議規則上です。

それともう1点は、陳情賛同議員の位置づけなんですけども、陳情賛同議員と申しておりますが、これは会議規則上は委員外議員の発言ということになります。これも規定してあります。委員会は、審査または調査中の事件については必要があると認めると。ですから、必要があって陳情賛同議員に出ていただいて、審査する上で参考にするということを出しておりますので、ここの部分もその必要があるかどうか、最後には中田議員が多分おっしゃったと思いますが、必要なのは委員会が判断するんだよっていうところが、ですから、そういうところまで求めてないということであれば、委員会で現在の規定の範囲内で、委員会の中で御判断いただくっていう部分が今でもできますので、そのいろいろ思っている分を取り決めするのは、なかなかこの会議規則上は難しいのではないかというふうに思います。以上です。

**○田村委員長** おっしゃるとおりだと思います。いわゆる各委員会の中ではちゃんと委員長がいらっちゃって、その采配のもとで委員会運営というのはなされるというのは、これは当然だと思います。我々が話し合わなきゃいけないのは、賛同、いわゆる前は陳情の取り扱いについてという項目について話し合ったこと、ということです。これは確認ですよ。

どうぞ。

**○先灘事務局長** 参考人が出席されて説明する場合はっていう前提がありまして、賛同理由のみでという形になっていましたけれども、その以前では、その内容、ですから、その陳情の趣旨とかその内容の説明をするのとあわせて賛同理由を申し上げるという部分がありましたので、今回参考人が出たにもかかわらず、内容まで具体的に説明する必要はないじゃないかというところで、参考人が出席して説明する場合の賛同議員については賛同理由だけ述べるという前提があります。今回の53号の場合は参考人がいらっしゃらなかったのっていう部分がありますので、そこは違うというところで御理解いただきたいんです。以上です。

**○田村委員長** わかりました。

これについてよろしいですか、大体。じゃあ、これでいいですか。じゃあ、継続で審議、話の続きを。

尾沢委員。

**○尾沢委員** ちょっともう一つ納得がいかないんですけどもね。私、当日は当然ながら委員として出ておまして、委員長が何度も制止をしてもとまらないんですよ。そういう

ふうなことがあって、それは全てその場は委員長次第だと。委員長が、それはだめだから出ていきなさいということも委員長なら言える。しかしながら、それっていうのが、良識ある議員としての、いわゆる陳情内容っていうものの説明ということであるならば、何も委員長も言わないし、私たちも当然ながらそれは聞かせていただくということですから。そこから逸脱して、どんどんこう話が出てくる、それにストップをかけてとまらなかったということも現実にあるので、ぜひ私は、この場で物を決めるとか議運で決めるとかということではなくて、良識ある部分として私は先ほど委員長に御提案申し上げたものですから、その扱いについては議長のほうからのアドバイスもあるので、どのように取り扱いされるかは、私は委員長なり議長なりっていうふうなことにお任せをさせて、そういった事実があったんだということを私はその委員会に出席しておった者として、今ここで結論を出してほしいということではもちろんありません。ありませんが、お伝えしておきたいということでございます。

**○田村委員長** 承りました。

議長、これは会長・幹事長会議で議題にされますか。

**○渡辺議長** ここいっぱい前回来ておられて、今の会議も聞いておられるんで、蒼生会さんからそういう提案があった。提案があって、全てかけてないですね。この間、国頭さんから言われた議長の、要は所信表明の件とか、ああいうものもあるんで。これは逆ですね。きょう、突発的に出たんですね。普通は代表者会をかけて、議運でやってもらうかどうかを決めるんです。議運が先に決めることはない。それが今までのルールですわ。でも、出たんで、委員長がそう言われるんで、代表者会かけたほうがいいかな、私は伺いたいということなんですよ。

**○田村委員長** どうでしょう。要するに、これ、今の話、我々の範疇では話し合うべきものではないということは今ございました、両方から、ありました。であれば、この問題はもうこれでよしにしましょうかということなのか、また、再発するかもわかりません。

**○渡辺議長** ちょっといいですか、ほんなら、そこまでの結論があるならば、個人的な意見ですよ。やっぱりそういう発言が沿っているのかとか、内容がどうだとか、逸脱してるかどうかっていうのは、非常に委員長に任せても尺度が難しいと思うんですよ。その方が何をもって理由にされたか、何をもって賛同したかっていうのは千差万別なわけですから。尾沢委員からそういう意見が出たっていうことを各会派に持って帰ってもらって、今後のその場においては、心してそういうこと考えながら発言をしてもらうぐらいでおさめる案件ではないのかなと思います。私が代表者会にかけて、じゃあ、これでどういう尺度をつくりましょうとか、これがいい、これが悪いっていうのを文章、文言化はできないと思います。やはりそこは一委員会の委員長の裁量であって、副委員長もいるわけですから。やってもらべきことだと思いますし、その場で、またはその場でやる、お話をさせていただきたい。起こすのはいいですよ。録音起こせというなら、起こすこともできるんですけど、この言葉、この言葉だっていうのはなかなか難しいと思うんで、持って帰っていただいて、こういった御意見があったということで、各議員の皆さんにお伝えいただければいいのではないかなと私は思う。ただ、皆さんが、いや、そうじゃない、代表者会でもうちょっと話し合ってくれというなら、それは幾らでも話し合いはできると思うんですけどね。

**○田村委員長** 伊藤委員。

○伊藤委員 私は議長のおっしゃるとおりだと思います。それはそういうふうに進めてもらって構わないと思うんですけども。先ほど言いました、私もちょっと勘違いしてたところもある、前回の、参考人がいない場合の賛同理由のみっていうことでしたが、やっぱり参考人がいてもいなくても、賛同理由は述べられても、陳情者ではないので、その説明をするっていうのは、私はやっぱり間違える可能性もあるのかなと思うんですね。陳情者が聞いてたら、いや、そうじゃないよっていうところもあると思うんですね。なので、私は基本的にやっぱり賛同理由を述べるということで、全てをそういうふうにしてしまったほうがいいのではないかなと思うんですね。やっぱり読み取る人によっていろいろ解釈は違うところがあるとは思いますが、陳情者の意思を十分理解をして賛同者が賛同理由を述べて説明するっていうのは、私は何か間違える可能性が大いにあるのではないかなと思って。

○渡辺議長 委員長、一回ちょっと整理したら。何か違うっていう意見もあるけど、何かこれはこうですって書いたもん渡して、一回検討して。何回やっても返っていくんで。

いいですか、勝手に言ってますけど。議論を今聞いてて、前回議運で代表者会から送られたのはどういう議論だったかっていうと、陳情者がいる場合の賛同議員の陳述はやめたほうがいいじゃないか、これ審議の話で。前原さんだけは賛成された。あとは、いや、今のままでいいという御意見だったと思うんです。ということは、そこでやり方が変わってないんです、決めた時点としての。それが今、またこういう御意見が出てくるようですから、今、誰も持っておられませんね、議員の皆さん。事務局に何かもう一回、根拠の条例がこうなってます、こうだっというのをつくらせますから、そんなに時間がかかる話じゃないんで、20日の議題に加えて、説明を事務局、きちっと。見解がいろいろ違う、またはこれは変えてほしいという意見なのかもしれませんから、そうされたほうがいいんじゃないですか。

○田村委員長 わかりました。

それでは事務局、お願いできますか。よろしいですか。じゃあ、お願いします。よろしいですね。

ほかございますか。

○遠藤議員 委員長、番外。

○田村委員長 番外、委員の皆様、番外発言認めますか。いいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 どうぞ。

○遠藤議員 傍聴して聞いておいてね、大事なことが議論されてないんじゃないかという気がするんですよ、陳情扱いについてね。今議会なんか見とっても、もともとこの陳情扱いについて賛同議員をつくってきた背景、経過というものをよく思い起こしてほしいと思うんですよ。つまり、陳情は市政にとって大事な市民の意見なんだ。だから、これをただ漠然と文書だけの議論するんじゃなしに、陳情提出者に会って、議員自身が、そしてこれは議題として審議するに値するかどうか、それを判断しようじゃないかと。それで、政策として、議会として議案に上げて審査するに値するであれば、それについてはその人が賛同議員として名を連ねて、議題にしなければならない理由を述べるということなんです。そのものの趣旨について説明するんじゃないです。陳情を議題にしなければならない理由を賛同議員が述べるということなんです。その議論をきちんとしてきたはずなんですよ。

だから、その中身についてああだ、こうだという議論しちゃうと、それは委員会全体ですることであって、陳情を議題にすべきかどうかということの時点で、その議題にしなきゃならない必要あるということの理由を述べるのが賛同議員の役割なんですよ。この辺のところを間違えないでほしいと思う。

それから、もう1点。議会の委員会の構成員でありながら、賛同議員がおられて、そしてその賛同議員の意見を求めるというのは、こんな話はないと思いますよ。所管外のところにおいて賛同議員が述べられるというのはあっても、構成されておる委員の方が賛同議員でその意見を聞くなんて、こんな話はない。それは委員会審査の中で当然その賛同議員の意見は述べられるわけだから、そういう二重、三重のようなことはしなくてもいいじゃないですか。

もう一つ大事なことは、提出者が参考人として出席された場合においては、議題としての賛同議員の役割はあるんですけども、参考人が来られたときには、賛同議員はその趣旨を述べることはないです。あくまでも参考人で話を聞くということなんです。だから、何遍も言いますけど、賛同議員というのはあくまでも陳情を議題にするために述べる話だけなんです。その陳情の中身について論議することではないんです。そこの辺のところをきちんと議論していただかないといけんし、構成員が賛同議員に入って委員会で議論するなんて、こんな二重三重の話はないです。そういうところをもっときちんと整理してやってもらいたいと思いますよ。

**○田村委員長** はい。

**○国頭委員** ただ、遠藤議員言われたその構成員が賛同者になってしまった場合に、これが取り上げられないと、陳情が取り上げられないというときに、たまたま委員のメンバーであった1人しかつかなかった場合は、そういったことが起き得るんですよ。

(「3人でも1人でも…」と渡辺議長)

そういったことも…。

(「整理して。」と声あり)

**○田村委員長** ちょっと待ってください。賛同議員のいわゆる要件というか、とはみたいなものっていうのは何かで決まっているんですか、まず。

どうぞ。

**○先灘事務局長** これは平成26年9月8日の議会運営委員会で確認しております。賛同議員は、提出された陳情の内容や趣旨に賛同の意思表示を議長に申し出ると。それで、当該陳情の所管委員会において、陳情の内容や賛同した理由などの説明を行うという確認をしております。ですので、以前の経過はともかくとして、この時期に陳情の内容は一応、これが請願ですと、請願紹介議員と同じ位置づけだという部分も以前あったと思うんです。ですので、請願紹介議員が説明するときも同じような形ですので、陳情の内容や賛同した理由などを説明ということを当時確認はしております。

それから、陳情賛同議員とはっていう部分はいろいろ議論がありまして、26年の改選後に、陳情賛同議員とは、議長に提出された陳情に対し、その内容や趣旨に賛意を持ち、ですから、賛成であるよというところ、それから委員会での審査を経て採択あるいは趣旨採択すべき陳情について、陳情に賛同する旨申し出る議員だということで、以前この議題にするかどうか、賛意があるかなしにかかわらず議題に供したいから賛同議員を申し出

たいというのがありまして、これを確認した経過がございます。

ですから、今確認していますのは、この平成26年9月と、せんだっての11月26日の議運で、参考人がいらっしゃる場合は、陳情提出者が参考人として出席する場合は、説明する場合は当該委員会において賛同した理由のみ説明するという確認です。以上です。

**○田村委員長** 賛同した理由のみ述べるということなんですね。ただ、そこを……。

(「いる場合ですね。」と渡辺議長)

**○田村委員長** はい、いる場合です。

**○渡辺議長** それが尾沢さんの場合はいない場合で、そこをまずは分けてやって、だけん書いたもんを見てもらって。

**○田村委員長** ちょっとそれ配付してもらっていいですか、その抜き出しの3枚目。

(「今ですか。」と先灘事務局長)

**○田村委員長** いやいやいや、後でいいです。後日で。

(「できております。つくっております。」と先灘事務局長)

**○田村委員長** じゃあ、後日それを要求したいと思います。

**○渡辺議長** もう番外の遠藤さんの御意見では、委員会、私も入ってたんで、賛同議員の話をするときに、当初そういう話もあったんですよ。連絡をとってきちっと、いない場合ですよ、陳情者がいない場合は、きちっとその人が内容の説明ができるし、そういった確認のないのに賛同するわけないだろうという議論をしたのも確かなんです。私も記憶があります、遠藤さんの言われるとおり。そこら辺を含めて、何かしら資料ができれば事務局に用意させて、20日に間に合いますか、20日で大丈夫ですか。

(「もう、すぐ出せます。」と先灘事務局長)

議論をしていただきたいなと思います。

**○田村委員長** わかりました。

遠藤さん、これ、例えば賛意を示すタイミングと、2つ区分が分けられるというタイミングって、ずれていると思うんですよ。そのときって、当初賛意をあらわしたけれども、この担当委員になったから、じゃあ、私は省きますってそういう話なんですか。

**○遠藤議員** 昔の陳情審査がどうであったかというのは、古い方なんかは覚えておられると思うけども、何でもかんでも陳情書が議長のところに来たら全部議題にしなきゃいけない、昔ね。ところが出席しようとしまいと、説明があろうがなかろうが、文書だけを審査してきたわけだ。そういう審査はないだろうと、せめて陳情を出された方は責任を持って議会に対して説明をしてもらわないけんじゃないのと。けども、それもできない状態が続いていることが起きるわけだから、そうした場合に議長に対して議員が、議長が配付する陳情書が来るわけだから、全部ね。そのときに、議長、これは議題として上げてほしいって俺は言うよ、だから、それは賛同議員ということで扱えばいい。簡単に言えば、こういうことがスタートだったですよ。

それで今言ったように、そのためには陳情者に会って、その賛同する議員が。説明できる内容はちゃんと聞いとかにゃいけんよ、ただし、参考人が出たときには参考人の意見だけにとどめたらどうかと、こういう議論をしたんだよ。だから、それが議会基本条例の中にも、市民の意見は政策の大事な意見につながるという言葉が入ってるのはその背景があるんですよ。だから、その陳情の意見というのが市政にとって大事な意見になる場合には、

政策として議会に反映させなきゃならないと。そのためにどうするかという形の中身をつくってきたのが、今の賛同議員の扱いなんだ。

**○田村委員長** だから、委員会で出席委員が賛同委員となっていた場合、それがまた、出席委員として同様のことを述べるというのはおかしいというようなお話は今あったと思うんです。国頭さんもそれに対してあれという、話はあったと思うんですけど、それが、そのことなんです。

**○遠藤議員** 議題になること自身が賛同議員の役割ですから、議題にすること自身が。そこを間違えないようにして、僕が言ってるのは。議題になれば、あと議会で、委員会それぞれみんな議論して、やれるわけなんですよ。

**○田村委員長** わかりました。

ということは、賛同理由をそこで述べる必要はないということ。

**○遠藤議員** ないよ。だって委員会におられるわけでしょ。

**○田村委員長** わかりました。よくわかりました。

(「そういう機会があるという…」と渡辺議長)

**○田村委員長** ありがとうございます。

これについてよろしいですか。確認しました。貴重な御意見ありがとうございました。

じゃあ、ほかにございませんか。

それじゃ、その他項目。ありませんね。

じゃあ、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 40 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介